平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

<table>
<tr><td colspan="2">制　度　名</td><td colspan="3">住宅ローン減税の拡充</td></tr>
<tr><td colspan="2">税　　目</td><td colspan="3">所得税</td></tr>
<tr><td rowspan="2">要望の内容</td><td colspan="4">住宅の省エネ化の促進を通して、国際的で中長期的なエネルギー需給の逼迫、地球温暖化問題の深刻化、原発事故の発生等エネルギーをめぐる環境変化に対応し、エネルギーの使用の合理化により燃料資源の有効な利用の確保を図るため、住宅ローン減税の控除対象借入限度額を引き上げる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【関係条文】
租税特別措置法第 41 条
租税特別措置法施行令第 26 条～26 条の 3
租税特別措置法施行規則第 18 の 21 ～18 の 23</td><td>平年度の減収見込額
（制度自体の減収額）</td><td>－
（－）</td></tr>
<tr><td>新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="4">⑴　政策目的
　国際的で中長期的なエネルギー需給の逼迫、地球温暖化問題の深刻化、原発事故の発生等エネルギーをめぐる環境変化に対応し、エネルギーの使用の合理化により燃料資源の有効な利用の確保を図るため、住宅の省エネ化を促進する。

⑵　施策の必要性

　地球温暖化対策基本法案は、2020 年までに 1990 年比で 25%の温室効果ガス排出量削減との目標を規定しているが、民生部門の温室効果ガスの排出量は 1990 年比で 1.3 倍に増大しており、住宅・建築物分野における取組みが急務となっている。
　政府は、民生部門のエネルギー消費に長期にわたり大きな影響を与える新築の住宅・建築物の省エネ基準適合率を 2020 年度までに 100%とする目標を掲げているが、新築住宅全体に占める省エネ基準（平成 11 年基準）適合率は５割程度と推定されるなど、現行の省エネ法に基づく取組をこれまで以上に強力に推進していく必要がある。
　このことから省エネ基準に適合した住宅の取得の拡大を達成するため、省エネに資する設備等の投資等に対する負担を住宅ローン減税の拡充により軽減していくことが必要。</td></tr>
</table>

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	「日本再生戦略（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）」において、2020 年までの目標として「ネットゼロエネルギーハウスの標準化」、「中古住宅の省エネリフォーム（現在の 2 倍程度）」、新築住宅における省エネ基準達成率 100%」を掲げている。 （政策評価体系における位置付け） ３．資源エネルギー・環境政策
		政策の達成目標	－
		租税特別措置の適用又は延長期間	－
		同上の期間中の達成目標	－
		政策目標の達成状況	－
	有効性	要望の措置の適用見込み	－
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	－
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	住宅ローン減税の拡充（地方税）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	－
租税特別措置の適用実績と効果に関連する事		租税特別措置の適用実績	－

	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	－
	前回要望時の達成目標	－
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	－
これまでの要望経緯		－